

令和4年第3回ニセコ町議会定例会 第3号

令和4年3月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 発議第 1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案
(発議者/ニセコ町議会議員 高木直良)
- 4 発議第 2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案
(発議者/ニセコ町議会議員 斉藤うめ子)
- 5 一般質問

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|------------|-------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 防災専門官 | 青田康二郎 |
| 企画環境課長 | 高瀬達矢 |
| 税務課長 | 鈴木健 |
| 町民生活課長 | 中村正人 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 農政課長 | 中川博視 |
| 国営農地再編推進室長 | 石山智 |
| 商工観光課長 | 齊藤徹 |

商工観光課参事	高	橋	葉	子
都市建設課長	黒	瀧	敏	雄
上下水道課長	石	山	康	行
総務係長	馬	淵		淳
財政係長	島	崎	貴	義
教 育 長	片	岡	辰	三
学校教育課長	前	原	功	治
町民学習課長	芳	賀	善	範
こども未来課長	淵	野	伸	隆
学校給食センター長	富	永		匡
農業委員会事務局長	佐	藤	寛	樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿 部 信 幸
書 記	佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、木下裕三君、3番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。
次に、去る3月9日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告いたします。予算特別委員会委員長に小松弘幸君、同副委員長に高瀬浩樹君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 発議第1号から日程第4 発議第2号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の件から日程第4、発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の件までの2件を一括議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
高木直良君。
○8番（高木直良君） おはようございます。8番、高木直良です。ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案。
上記議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。
提案理由を述べさせていただきます。

2022年2月24日以降、ロシア連邦軍によるウクライナ侵略は日増しに激しさを増し、犠牲者を増やし続けています。こうした事態に国際世論はもちろん、国内の抗議行動も大きく広がり、滞在しているウクライナ人やロシア人の皆さんとの連帯行動も行われております。ニセコ町民の多くの方々も理不尽なロシアの侵略への抗議の思いを共有し、ウクライナの人々の苦しみに心を痛み、一日も早いロシア軍の撤退と平和の実現を求めています。この思いをニセコ町議会として別紙決議として決するものとします。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案。

2月24日、ウクライナの東部地域にロシア連邦軍が侵入し、キエフ、オデッサ始め、各地でミサイルや空爆攻撃を行い、多くの市民の犠牲者を出し、難民も増やし続けている。これはウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる侵略行為であり、断じて許されない。

また、プーチン大統領の核先制使用発言による周辺国脅迫や原発関連施設砲撃などは言語道断である。唯一の戦争被爆国国民として、また福島原発事故を体験した国民として厳しく抗議する。

ニセコ町は世界各国から多くの人々が訪れる国際的な観光・リゾート地であり、世界の平和の実現は町民の強い願いである。

以上のことから、本議会はロシア連邦軍がただちに軍事侵略行為をやめ、撤退することを強く求めるものである。

以上、決議する。

これが提案でございます。よろしくお取扱いをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。それでは、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案を述べさせていただきます。

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案。

2022年2月24日、ロシア連邦政府は一方的に隣国ウクライナへの軍事侵攻を行った。ウクライナ各地の軍事施設のみならずウクライナの主要インフラを標的に首都キエフのテレビ塔、第2の都市ハリコフ中心部の大学と警察署をミサイル攻撃で損壊した。これまでに市民2000人以上が死亡したと発表されている。これは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす明白な国際法違反であり、断じて容認できない。この軍事侵略は「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章に違反するものであり、第2次世界大戦後の平和秩序が壊されようとしていることに対し、満身の怒りを込めて抗議する。武力攻撃にさらされているウクライナ国民を思うとき、ロシア連邦の一方的な侵略に強い憤りを覚える。

プーチン大統領は今回の軍事攻撃に当たり、核兵器使用の可能性について示唆する発言を行っている。日本は核兵器がもたらした破滅的な被害を知る世界で唯一の被爆国であり、核による脅威を振りかざすこのような言動に対しても、断固抗議しなければならない。世界では武器支援など軍事による対抗措置や軍備増強の動きが強まっており更なる戦争拡大の不安も増大している。

我が国をはじめとする国際社会は、この暴挙を抑えるためのあらゆる外交努力を行うべきであり、一日も早い地域の安定を願うものである。よって、ニセコ町議会は政府に対して以下のことを求め

るものである。

1、ロシア連邦政府に対し国際法と国連憲章の下に、市民の命や生活を脅かす軍事攻撃の即時停止と無条件での完全撤退を強く求めること。

2、憲法の精神の下、対話外交を強め戦争拡大の回避に最善の努力を尽くすこと。

3、邦人の安全確保に万全を期すること。

4、ロシア連邦に対する経済制裁の対抗策による日本国内経済に生じる様々な影響、とりわけ北海道においては日ロ漁業交渉や漁船の安全操業への懸念や実害に対する迅速な対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の件は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の件は、総務常任委員会に付託することに決しました。

これより発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の件は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の件は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第5 一般質問

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 皆様、改めておはようございます。通告に従いまして、3件質問させていただきます。

1件目、くじ引民主主義の実践について伺います。町長も御存じと思いますが、このくじ引民主主義に関する質問は2013年12月定例会と2019年12月定例会で無作為抽出方式という名前で2回質問しております。今回で3回目になりますが、よろしく願いいたします。

では、始めます。新たな民主主義への手法、挑戦としてくじ引民主主義による政策決定への一般市民の参加が注目されています。ニセコ町も地域の課題について話し合う委員会や審議会に行政がこれまで行ってきた公募や指名によるものではなく、まちづくりをより多くの町民の方々に自分事化してもらうための新たな手法として、くじ引による町民参加を実践されてはどうか町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしく願いをいたします。それでは、斉藤議員のご質問にお答えいたします。

平成24年の9月と平成25年の12月、それぞれ今斉藤議員おっしゃったとおりご質問いただいているところではありますが、改めて回答させていただきます。近年ヨーロッパなどでは市民の政治参加が危ぶまれ、一部の地域でくじ引民主主義、いわゆるロトクラシーが取り入れられていると承知をしております。無作為抽出によるくじによる参加は、無関心層の住民による参加などで公平性や政治への参加意欲を高めるなどのメリットがあるとされており。一方、関心を持ってない事柄で選ばれ、議論が低調になる、または成立しない、もしくはそもそも辞退者が増えるとともに抽せん作業に労力を要することなどのデメリットも指摘をされているところでもあります。日本では、一般財団法人構想日本において既に一部の自治体で勉強会も開かれ、試行されていると聞いております。本町では、これまでもニセコ町まちづくり基本条例の趣旨にのっとり各種の委員会などは公募委員を加えるなど町民参加による開かれた町政を推進するというを基本とした取組を行ってきているところでございます。また、町では町民の基本的な人権、思想信条の自由に配慮し、町政へ参加しないことも町民の一生事の一つと捉え、必ずしも無作為、またはくじにより参加を要請することはそもそも町民の意思の尊重に配慮しない行為ともなりかねない懸念があるものと考えております。ニセコ町まちづくり基本条例は、主権者である町民お一人お一人の尊厳を守ることを出発点として制度設計をしており、こうした基本的な人権に立脚した住民自治の基本を尊重したいと考えております。このようなことから、くじ引による参加は住民の主體的な一生事を大切にする本町にはなじまないものと考えており、今後につきましても同様の考えで取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長御存じかもしれませんが、町長自身が構想日本のメンバーであるというふうに伺っております。ですから、その辺のところはよく御存じのことでもあるかと思えますけれども、町長の今の答弁を伺ってましたら、先ほど申し上げたように、2013年と2019年の答弁と基本的に全く変わっておりません。最近なのですけれども、この本が昨年の11月30日に、吉田徹さん、これ北大の法学部の教授ですけれども、出版されました。「くじ引き民主主義、政治にイノベーションを起こす」を出版して、それからその10日後に、この方、伊藤伸さんという方なのですけれども、この方、構想日本の理事さんですから、町長もよく御存じかと思えます。「あなたも当たるかもしれない、「くじ引き民主主義」の時代へ」を出版しています。これ大変面白い本ですので、ぜひ皆さんも、まちづくりに関係している議員さんも読んでいただけたらなと思っております。それで、この吉田先生の中で非常に面白いことを書かれています。くじ引の歴史で最もよく知られているのが古代アテネのくじ引で、公的な事柄を決定するために大々的にくじ引を用い、政治、行政、司法で徹底したくじ引を利用し、アテネの成人男子の約7割が、70%です、人生で1回は何らかの公職に就いたとされるとあります。素晴らしいことだなと思ったのですけれども、私もこれを読んで、ニセコ町もこの例に倣って15歳以上の町民の皆さんが、7割あるいは8割以上の方々が一緒に何らかの形でまちづくりに参画する機会を設ける仕組みづくりをしてはどうかと思っております。ところが、今の町長の答弁では2013年、9年前と基本的には変わりません。ニセコ町まちづくり基本条例のことを出していますけれども、これによりますと町長の、はっきり申し上げると、認識がまだまだ非常に狭いというか、このくじ引民主主義といいますのはもちろん町民の方がまちづくりに参加するけれども、それによって相乗効果といいますか、大事なことは、ここでもちょっと触れていると思うのですけれども、今民主主義が危ないとか非常に危ぶまれている。投票率が少ないとか、それから立候補者が少ないとか、それはお任せ民主主義、民主主義に対する関心がないということの表れで、それでこの構想日本があらゆる手段を使って皆さんに私たちの生活と密着している問題に参画する機会を与えましょうということなのです。町長の、私、はっきり申し上げて、根本的にちょっと誤解しているのではないかなと思うのは、これはくじ引であなただけは無作為抽出で当たりましたよ、だけれどもいろんな理由で参画できない方も当然出てくると思います。ですから、最近の有名なのは、ちょっとこれすごくいあれなのですけれども、2020年に札幌市で気候市民会議さっぽろ2020年、これが日本では全国に先駆けて開催されました。ここに書いてあるのですけれども、市民3,000人に無作為で招待状というか、送って、これに答えた人は48人、こちらでは48人になっているのですけれども、こっち29人、要するに1%です、それを私もやってみようかという人は。でも、最終的にこの気候市民札幌2020年、一昨年ですけれども、選ばれた人は最初30人と考えていたけれども、いろんなこと、事情があったのか、20人に絞ったそうです。もちろん年齢とか性別とか、そういうのもちゃんと平等に参加できるようにということで、これは日本で先駆けてやったということで、非常に注目されているのですけれども、欧米でももっともっと先にパリの気候会議、ここにたくさん出ていますけれども、たくさんやっています。それで、町長はデメリットの点を強調しているように私には聞こえますけれども、メリットは私は非常に大きいのではないかなと思っております。ですから、町長、やってみてはいかがですか。というのは、町長は前のやらな

い理由の一つに膨大な事務量、職員の方が忙しい中で住民基本台帳から無作為抽出やるということは、事務職員が相当負担になるということおっしゃっているのです。それで、やはりこのまちづくり基本条例にもあるように、主体性を重んじる。これに当たったからといって何も強制されるわけでもないし、私はいろんな事情でそれに参加しませんよといったらそれはそれでいいのです。ですから、3,000人、招待状を送って、約1%の方が応募して、その中からさらに選ばれるわけです。このくじ引民主主義、くじ引方式によってもやり方は各自治体で随分違ってきます。去年斎藤幸平さんがここに、ニセコ町に講演に来られましたけれども、その中で政治の無関心についてどうしたらいいでしょうかねというような質問があったと思いますけれども、くじ引選挙しか、くじ引民主主義しかないですねということをおっしゃっていました。ですから、これ昔からやられたことなのですけれども、今新たにそれをいかに平等に皆さんにも参画する機会を与えるかということで、非常に今急速に広がっています。私は、まちづくり基本条例の主体性とかいろんなことおっしゃるのですけれども、それはそれとして、決してそれに反するものでも何でもないと思っていますので、町長、本当にぜひやってみてはいかがかと思います。現在、これ9年前のデータですので、今は随分違っているかもしれませんが、私は5件、その中でも5つ聞いているのです。審議会、委員会の数、32とおっしゃっていました。それで、32の委員会の中で公募委員を採用しているのは31%、3分の1、男女構成割合とかいろいろと見ていましたら、男性が81%に対して女性は19%、世代構成では40歳未満が9%、40歳以上から60歳未満が52%、60歳以上が39%、充て職が35%、これは9年前ですから、今どれだけ変わったのか。今もし分かりましたら、それもぜひ答えていただきたいと思っていますけれども、それでそのときも、先ほどもおっしゃっていたように、採用する予定はございません、無作為抽出によって委員選考やるというのはいかがなものでしょうか、それから私自身の価値観とは相入れないものがあるとおっしゃっているのですけれども、それは町長自身の個人的な価値観なのかどうか、ちょっとそこは判断できませんけれども、これ非常に、これだけではなくて、私もいろんなところから情報を聞いていましたので、ニセコ町こそやってほしいなと思っています。それで、確かに自主的に、主体的に公募に対して応募してくる方はいらっしゃいますけれども、どちらかというとなら偏っている。もう自分には関係ないよとか、そういうふうな考え方の人が圧倒的に多いことも事実です。これは、やはり民主主義に非常に反するというか、もっと考えていただきたいと思います。

以上、またそれについて町長、お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今日現在の委員の状況、持ってきておりませんので、それについてはちょっとお答えできないのですが、今斎藤議員おっしゃった中で民主主義に関心がないということが一般的に広く出て、例えば公募の委員も参加者がいない、特定の人に限定されていると。政治に対する関心、こういったものに全く興味を持っていないような社会状況にあるという中で、このくじ引民主主義というのは相当いい制度だと私も思っています。もともとこの制度自体は町長みたいな言ってみれば代表者をくじ引で選ばうと。そのことによって恣意的な判断で強烈なことをやらないと。みんなの意見を聞くので、

そこに公平性が担保されて、民主主義は次のステージに行くというようなイメージからこの制度自体はヨーロッパで随分理論的に高められてきた制度だと思います。ただ、私どもの町自体は、斉藤議員、情報が行き渡って、私も参加できる、そのことによって皆さんが政治に関心持つといいますけれども、私たちは全町民に対して公募の委員のお知らせですとかやっているのです。全員がくじ引対象なのです、ニセコ町においては。そして、この割と小さい町ですので、情報もそれなりに、完全ではないですけれども、行き渡っている中で、その中で興味がある人が手を挙げる。自ら考え、自ら手を挙げる、それが私はまちづくりのスタートではないか。そのためには行政ができれば限りの情報を広く住民の皆さんに、言ってみれば課題や問題点含めて今困っていることも広く情報提供といいますか、情報は開示しつつ、その中で関心を持つ分野にみんなが自由に参加できる、これこそ民主主義を促進する一つの一番大きな基礎ではないかと思っております、今現状でそういう面で公募の委員は全くない、全然住民の皆さん関心がないということであれば、私はすごくいい制度だと思うのです。ところが、今環境であれ景観であれ、多くの皆さんが興味持って、実際まちづくりトークをやっていただいたり、どんどん参加している状況なのです。その中であえてそういう広く皆さん意思がある人を集めるのではなくて、くじ引であなた参加してくださいという制度に移行することが必要なかという、ちょっとそこは私は疑問に思っているということでもありますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員、端的に。

○5番（斉藤うめ子君） 町長、今から9年前ですか、裁判員制度ができました。これは、町長、こういう制度をどういうふうに考えていらっしゃるのかなというふうにとちょっと1つ質問と、それから今、いつも主体的、これだけの、町長はその重要性は十分分かってますということをおっしゃっていて、ニセコ町のような住民自治の実践をやっているところでは全く無作為抽出というのはもう自由に手挙げ方式でやってきたのだから要らない、実際に誰もいないかということそんなことはないということを繰り返しおっしゃっているのですけれども、果たしてこの町民の中でどれだけの方たちがいろんなことに参加されているか把握していらっしゃるでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。ですから、ちょっと今まで関心はなかったけれども、偶然こういう招待状というか、当たってしまった。では、やってみようかなという人が出てくる可能性をやってみようことなのですけれども、私はこれはすごくいいことではないかなと思っております。それから、私は社会教育委員をやっておりますけれども、なかなか公募してもされる方がいない、定員割れになってしまうとか、それこそ社会教育の委員の一つでもいいです。やってみてはいかがかなというふうに思っています。これが、先ほど申し上げたように、民主主義の政治への関心、投票率の向上、それから立候補者が増えてくる、そのきっかけになる、これが伊藤伸さんという方がその中で述べている重要なポイントではないかなというふうには私は思っています。ですから、町長がニセコ町にはこうです、こうですとおっしゃっていますけれども、ニセコ町だけの問題ではなくて、選挙一般に、町民の選挙だけではなくて、どれだけ関心を、きっかけをつくっていくということ、意識を持ってもらうこと、これが民主主義への大事な1歩、2歩、3歩になると。ですから、世界中で今やっているわけです。ニセコ町にはまちづくり基本条例ができています。もう既にこれやっ

ますというもう既にやっているところもこういうくじ引というのをやっているわけです。ですから、そこをもうちょっと広く世界を見ていただきたいなというふうに思っています。町長、先ほど、今ニセコ町の現状を急に質問してもすぐに正確には答えていただけないかと思えますけれども、年齢とか男女比だとか、そういうこともこのくじ引によって調整することも可能になってきますので、なぜ町長がここまで受け入れないという姿勢を貫こうとされるのか、そこは私はちょっと理解できないのですけれども、町長、質問は3回目ですけれども、基本的には変化ないことで、非常に残念に思えますけれども、何か新しく付け加えることはないか、私の質問に対してもう一回答えていただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、裁判員制度のことをおっしゃられましたけれども、ドイツは広く国民に裁判情報が開かれていまして、その中で例えば裁判で刑事であれ民事であれ、民事の場合はプライベートがあるので、多くはないですけれども、刑事なんかは完全、割とオープンな中で裁判って進んでいるのです。裁判情報って出てきます。ところが、圧倒的に日本は密室の裁判だったので。それを何とかドイツのようなものにできないかと。中心的には論文を北穂郎先生が書いたり、それから日本弁護士会や裁判官の中でもそういう研究をされている方がいろんな制度を立ち上げて、そして結果的には日本の国を動かして、今回裁判員制度というのができて、運用しています。この制度自体は、これまで広く国民が参加する場がなかった密室型の裁判に風穴を空けるというすごく大きな意義があったと思えます。これは、裁判員制度の中で一つの改革だというふうに思っています。その中で、私は別に抽せん的にやることを全否定しているわけでは全くありませんので、その価値は十分分かっています。斉藤議員今社会教育委員を抽せんしてはと言いましたけれども、それは社会教育委員会の中で委員として発言されて、そういう制度改革をしていけばいい話でありまして、私たちの町自体はこういうがちとしたもので、これでなくてはならないなんていうことは一つもない。これまでも柔軟に住民の皆さんの意見や発言、それを制度設計で変えてきたり、それは多様なやり方やってきているのです。ですから、町として何か町のトップが号令をかけて抽せんだというのは私はおかしいと言っているのです。だから、実際に私たちのまちづくり基本条例というのはお一人お一人が主権者として自ら考え行動する、そのことによっていろんなまちづくりを、多様性を担保しながらまちづくりに参加しようという制度でありますので、それは斉藤議員自らが行動をして、そういう制度を立ち上げていくということをおやりになればいいのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ今後のご活躍に期待をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） それでは、では2件目に参ります。

「広報ニセコ」2月号に高齢者への綺羅乃湯入館料補助、デマンドバスの利用券などほかのものも選択できるようにしてほしいという町民の方からの要望が載っていました。ニセコ町には70歳以上の高齢者に綺羅乃湯入館料扶助がありますが、過去5年間の利用率、私このデータ調べましたけれども、約20%強です。以前から綺羅乃湯の利用券を全く利用されていない方やほとんど利用する

機会のない高齢者の方々からこの入館料扶助の選択肢を広げてほしいという要望がありますが、デマンドバスの利用券などほかにも選択できるようにならないか、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

綺羅乃湯の入館料扶助は、町内に在住する高齢者及び障害をお持ちの方に対し福祉の増進と交流促進を図ることを目的に実施している扶助事業でございます。また、ニセコ町内には銭湯がないため公衆浴場の役割を担いつつ、ご高齢の皆さんなどの暮らしにおける健康、衛生管理の面からも支援を行っているというものでございます。ご質問は、入館料扶助を利用されていない場合はその券をデマンドバスの利用券などに振り替えるとの趣旨かと思いますが、この事業では綺羅乃湯の入館について必要とされている人に利用いただくというものでありますので、その綺羅乃湯の利用券自体をほかのもので利用するというような考えは現在ありませんので、ご理解をお願いしたいというように思います。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 最初に質問したように、綺羅乃湯をこの補助金、70歳以上の方が利用されている方々、今20%と申し上げたのですけれども、まず高齢になってくると御存じのように国も交通事故が多いとか危ないとかということで免許証を返上したり、それから運転をやめる方が増加してきています。それで、そうすると綺羅乃湯に入浴に行くのに100円で行けるのですけれども、このデマンドバスを利用していくと片道200円、入浴して100円、帰り200円、500円かかるわけですが、私はせっかくこういう制度があるのでしたら綺羅乃湯に入館する方たちに100円でにっこっとBUS乗って、入浴して、100円で帰ってくる、300円、そうするともっと利用されやすくなると思うのです。一昨年からコロナ禍で、コロナで籠もりがちな高齢者が増え続けてきています。心身ともに健康面でも、籠もっていますから、問題視されていますけれども、何らかの高齢者が外に出る、今できるだけ自宅待機とかいろんなことが蔓延防止でなっていますけれども、やっぱり一歩でも出やすい環境というか、状況をつくることは非常に大事だと思うのです。せっかくこういう制度があるので、セットにしてというか、利用したらもっともっと利用する方も増えて、健康増進にもつながってくる。それは、町にとっても非常にプラスになるのではないかなというふうに思っています。気持ちの上で100円で乗れるということが非常にもっと乗りたいなという気持ちになると思うのです。すいている時間帯とか、そういうのを利用して乗りたいという方も増えてくると思うのです。ですから、私は前から、綺羅乃湯とセットということも大事なのですけれども、にっこっとBUSの利用を100円にするということは非常にメリットがあると思っています。これによって高齢者をもっともっと元気になる。ですから、ぜひ町長もそれを検討していただきたいなというふうに思っています。

それから、何度も申し上げるように、扶助券、利用しているのは20%です。80%は使っていないということになるので、非常に一部の人たちに利用されているのですけれども、近所の方とか。遠い行きづらいとかいろんなことがあるのですけれども、にっこっとBUSがあるとやっぱり100円で乗れるのだったら行ってみようかなという気持ちの方も私は増えてくるかなと思って

います。私もその一人でもありますので、そのことをやはりもう少し町長にも前向きに考えていただきたいというふうに思っています。町長、またもしセットで云々でしたら、にこっとBUSを70歳以上、100円で乗れる方法というのを検討していただけないかなというふうに、質問外になりますけれども、検討していただけないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 齊藤議員の言われている20%という数字は、ご高齢の皆さんの全体数に80回を掛けた総数の利用率なのです。ご高齢の皆さんの数掛ける80回、それで年間に実際そこから何%使ったかというのが20%ですので、全体にお配りしているうちの2割しか使っていないということではありませんので、実際に入っている回数が2割ということです。その辺だけちょっと誤解ないようにお願いしたいと思います。

それと、去年もまちづくり懇談会で綺羅乃湯に入る人が片道200円払って、100円にしてくれるのはすごくありがたいのだけれども、年金暮らしの人が1日1回500円ってやっぱり相当な負担で、もうちょっと安くなったらというご意見ありました。それについて本当にそうだなと正直思います。年金は上がらない、逆に落ちていくような状況の中で物価は上がっていく、その中で綺羅乃湯に入るといったらやっぱり相当な、そういう面では大変な方も多くおられるのではないかと思います。セットにするかどうかは別にして、当初デマンドのときも100円にするか、あるいは差を設けるかとかいろいろ検討はしたのですが、そのときは200円でいこうということで、障害をお持ちの方とか、そういうものは割引しましたけれども、特にそういう制度は設けずにこれまでできています。ただ、先般の住民の皆さんのご意見、ご高齢になって、綺羅乃湯に入るのが楽しみで、そこで知り合いとお話しするということも人生の喜びとして大きいのではないかというように考えておりますので、どういった解決策があるか検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

○5番（齊藤うめ子君） はい、もう2回質問しましたね。

○議長（猪狩一郎君） まだ質問ありますか。

○5番（齊藤うめ子君） いや、いいです。

○議長（猪狩一郎君） では、次の質問行ってください。

○5番（齊藤うめ子君） では、3件目に参ります。

猫と人の幸せな共生のために。昨年10月に北海道後志総合振興局環境生活課の仲介によりニセコ町内で約30頭の猫の避妊、去勢手術がモービルベットオフィスの獣医師らやボランティアによって実施されたと聞いております。手術費も通常の約2分の1以下で、雄、雌の違いがありますが、1頭約6,000円から7,000円と伺いました。振興局からの要請によりニセコ町の職員が全面的に協力して行われたことは、今後の飼い主のいない猫、不明な野良猫などの対策に大変意義ある大きな前進と受け止めています。しかしながら、この事業はまだ一般的に公表されておらず、関係者の方々以外には御存じないのではないかと思います。この事業に関して、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

猫については、町への相談件数というのは年に1件か2件という相談件数がこれまでもずっとありまして、相談があった際には後志総合振興局にその内容を報告して、協力してこれまでも対応しております。議員がおっしゃった件もこういった相談の中で対応させていただいた事例でありますので、今後ともそれぞれの相談件数により、相談の内容等によって検討したいと思いますし、こういった金額も制度があってやっているわけではありませんので、町としては引き続き広報紙で猫に関する記事を載せるなどの周知を継続し、お困りの実情に応じて個別に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 実は先日このモービルベッドオフィスのブログをちょっと拝見していたのですけれども、この中でこういうことが12月に入りということが出ていました。御覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、冬を前に少しでも不幸な猫を減らすことに貢献できたのなら幸いです。今回は熱くご報告しますという中でちょっとあるのですけれども、何がすごいかというと役場職員がすごいのですという中で、ほかに初山別村のことも出ていますのですけれども、ニセコ町もこれちゃんと出ています。ニセコ町も職員が前日から手術場所の床から壁一面までブルーシートを張ってくれたり、朝早くから夜遅くまで術後の猫の様子を親身に見てくれました。行政が協力的なものもあって、当初1件の農家さんの猫だけを手術する予定でしたが、近隣の農家さんも続々と猫の手術に連れてきてくれました。行政が動くことで住民や町内会の意識が変わり、団結が強くなり、野良猫問題をより早く解決することが可能になります。北海道でこのようなモデルケースをどんどん広げていけるように私たちも試行錯誤しながら全力で協力していきたいと思います。最後に、手術のお手伝いや夜通し捕獲を頑張ってくれたボランティアさんには深く感謝しますということ述べてられています。それと、北海道の自治体の中には自分たちで予算づけて、自治体がです、野良猫を減らすため不妊手術に私たちを呼んでくれる自治体も増えています。ニセコ町の野良猫問題解決のためぜひ協力できることあれば協力させていただきたいと思いますという、こういう、これは後半のところはちょっと問合せに対するメールだったのですけれども、こういうのがありますけれども、町長、ニセコ町の職員の方が夜通し一生懸命頑張ってくれたということがブログで公表されていて、モデルケースになるというふうになっています。ニセコ町、ぜひこれを貫徹して続けていっていただいたらどうかと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど申しましたとおり、今ブログで出していただいたとおり、これまでもやっていますし、これからもそういうことやっていきたいということの答弁をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ちょっとさっきの付け加えというか、猫の実情なのですけれども、前に私も申し上げたように、猫の繁殖率というのはすごいのです。最近の新聞なのですけれども、道新にこの手術の先生方のことが載っているのですけれども、猫の繁殖率の高さを知らない飼い主も多

いと言っているのです。例えば1匹の雌猫が3年間に3,000匹かな、そのままで増えていけば、なってしまうというのです。ですから、やはりこれは個人問題だ、個人の問題だということではなくて、相談には乗りますよということですが、まずはこのブログに書いてあるような、まずニセコ町がぜひ継続してはいかがかと思いますので、町長、もう一度お返事いただきたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

私どもの課の職員がある意味褒められたというか、大変ありがたい話でありまして、ありがとうございます。町としては野良猫に餌をあげたりしていたら、餌をあげるということはそこでもう飼い猫になってしまうということでもあります。それで、餌を与えることが結果としてかわいそうな猫を助けているつもりだけでも、元気な猫になって、繁殖が増えたりして、いつの間にか多くなってしまうということもございます。そういったことを先月、2月号の広報で野良猫に餌を無責任にあげないでくださいということで掲載させていただいております。その中でも増えて困ってしまったり、そういった場合は役場のほうにご相談くださいということでお知らせしておりますので、今後とも継続してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、冬期間の交通事故を未然に防ぐ方策についてご質問いたします。ニセコ町内で車を運転していると坂道が多く、走行中に脇道から出てきた車とあわや衝突の瞬間に遭遇することがあります。雪壁が高くなることで左右の安全確認が困難となり、路面が凍結しているととっさの回避行動もままならない状況が事故要因として掲げられます。町内には冷やりとする危険が潜んでいる地点があると推測されます。町として危険箇所についてどう把握され、対策を講じられているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

冬期間における交通事故の主な要因として、小松議員のご指摘のとおりであります。ニセコ町は北海道でも有数の豪雪地帯であり、地域の特性上、坂道や交差点など危険な思いをされた方も多いいものと思います。そうした中、町内における危険な箇所を把握しているかのご質問ですが、職員によるパトロールや町民の皆様から寄せられた情報などで把握をしてございます。具体的には国道及び道道並びに町道の交差点の雪山や坂道、建物などでの日陰になった道路などがございます。これらの道路や交差点については、融雪剤の散布や必要に応じてカーブミラーなどを設置していきたいというふう考えております。また、道路のわだちや雪山など見通しの悪い状況につきましては随時除雪事業者に適切な除雪を行うよう指導してまいります。あわせて、ドライバーへの減速運転、安全確認など交通安全の意識啓発もこれまで同様進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 町としても危険ポイントも捉まえている中で、体験としてヒヤリ、ハッと
する危険が潜んでいる地点は、岩内洞爺線の道道66号線を市街に向かって下ると曾我神社方面、曾
我活性化センターのほうから来る丁字路、セブンイレブンの出入口、駅前温泉綺羅乃湯の出入口、
そしてニセコ停車場線から綺羅街道に右折しようとする際の雪山です。これらの危険を少しでも解
消するためには、出入口の右側を除雪することが重要であり、本通交差点に雪山ができない工夫が
必要であります。道道については小樽建設管理部へ、町道は業者による定期的な除雪をしていただ
くよう要請できないか、これについてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） ただいまの小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

4点ほどポイントとして挙げられたと思います。1つは道道岩内洞爺線、66号線の市街地に向か
って曾我神社方面のところ、これは北海道の管轄になります。また、セブンイレブンの出入口、
これも道道なので、北海道になります。あと、3点ほどで言われた駅前温泉のところは町道駅前西
3号線、これ町道になりますので、うちの管轄になります。あと、綺羅街道の右折、この部分も北
海道の部分になります。今おっしゃった部分については、しっかりと北海道のほうに、真狩出張所
のほうにしっかりと除雪をしてもらうように要請します。あと、西駅前通のところについては我々の、
町の管轄になりますので、パブリックメンテナンスのほうに適正に指導してまいりたいと思います
ので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） グリーンシーズンは見通しがいい場所でも積雪が多くなることで危険なポ
イントが増えます。町で押さえているほかにも冬期間はまだまだ危険な場所があるでしょうし、事
故に遭わない、起こさないためにも見回りをしていただいて、確認することが大切だと考えます。
これについて伺います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） また小松議員のご質問に私からお答えさせていただきます。

今おっしゃったように、適正に見回りするしかまらずないかなというふうに思っています。その辺
の強化をしっかりと今後して行って、まずは見回りをしっかりして行って、適正に除排雪してもら
うようお願いしていきたいと思います。ただ、ここでお願い事もあるのですけれども、除雪はある
程度固めないといけない部分もあるので、その辺はちょっとご理解いただいて、それからある程度
固めたものを除雪するという形なので、その辺は適宜除雪事業者にも極力やっていただくようにこれ
からも配慮していきたいと思いますので、どうぞご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時08分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の発言を許します。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木議員です。通告に従いまして、4問質問させていただきます。

まず最初に、町のホームページを町民に一層分かりやすく役立つように改善することを求めます。町のホームページは、全ての人に開かれた情報発信源ですが、まず何よりも町民にとって身近で役に立つ存在でなければならないと思います。とりわけ町民が日常的に自主的に取り組んでいる活動への支援となる情報や町民の意見が町に届けやすく、分かりやすい表示に改善する必要があると思います、以下質問いたします。

1つは、地域の自主組織であります町内会や自治会の活動、また町民の各種文化、スポーツ団体、ボランティア団体等の活動を紹介するページを新設し、拡充すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目としては、町のホームページの表示の仕方です。最初のページの真ん中辺りにインフォメーションと、それから募集という囲みがございます。ここに表示されている内容をいろいろ見ていきますと、例えばインフォメーションという枠の中に募集に相当すると思われる条例改正の縦覧と意見公募があったり、申込みの締切りがありますし尿くみ取り申込み受付とか、あるいは小学校休業等対応助成金支援金、これ全部締切りがあります。これが含まれています。また、含まれているということで、掲載する職員の中にも混乱があるのではないかという事例が多々見受けられます。意見公募や締切りのある各種のサービス、期日の決まっているイベントなどはできるだけ他のお知らせ一般とは区別が付きやすいデザインとすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

ホームページは、町民向けの情報である暮らし、防災、町政などと外部向け情報である移住定住、観光など幅広く掲載しており、どちらも大事な情報というふうに考えてございます。

1つ目のご質問ですが、文化協会加盟の文化団体、サークル、体育協会加盟のスポーツ団体、スポーツ少年団については現在は町のホームページで団体名のみ紹介をさせていただいております。町内会、ボランティア団体を含めた各団体の活動紹介については、各団体の自主性を尊重すべきではないかというふうに考えておまして、必要があれば各団体がそれぞれそういった情報ページを作っていただいて、町のホームページにそういう自治会等をリンクするというやり方が妥当ではないかというふうに考えております。

次のご質問につきまして、内容的にご指摘の実態がありますので、職員向けにホームページ、SNS関係の説明会を開催し、インフォメーションと募集の使い分けについてももしっかり説明をし、改善していきたいというふうに考えております。また、このインフォメーションと募集というのは、ほかのお知らせ一般と区別するために平成30年3月にホームページを全面リニューアルしたときに

様々なご意見をいただいてレイアウトしたものでございます。しかしながら、より分かりやすく、使いやすくなるような在り方、方策というのを検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 最初のお答えの中で例えば自治会、町内会はそれぞれ自主的に自ら発信をして、それとリンクする分には可能性があるというお話なのですが、町長のこの間の施政方針では自治会など地域コミュニティの役割は極めて重要であり、住民自らが考え、行動する自立した地域社会を目指します云々ということで話がございました。それで、確かに自治会、町内会は自主的組織で、必ずしも全員が入ってくださいとか、そういう団体でないことは明らかです。しかし、ここで表明されていますように、自治会は本当に大きな基本的な地域コミュニティです。そして、町との関係でいいますと広報の配布ですとか、あるいはごみステーションの管理ですとか極めて公的な役割を地域において果たしております。そういうことでいきますと、やはり今ここで述べたように、地域コミュニティがより活発になるように、あるいは地域コミュニティの担い手である自治会が今何をやっているのだろうかとか、この私が住んでいる地域はどここの町会に属しているのだろうかとか、そういうごくごく基本的な情報が町のホームページにはありません。これは、今町長がおっしゃった、それぞれ自主的に発信してくださいといたって町会でホームページを持つということは大変なことです。ですから、これはやはり町がそういうコーナーをつくって、そこに出すかどうか、あるいは内容の濃淡はそれぞれあると思います。うちの町会は例えば今度盆踊りやりますよとかごみ拾いに参加しますよとか、そういうのを自主的に発信していただければいいのです。ただ、町という入り口が決まっていることによってより多くの方がそれを見ることができると思うのです。それは、ほかのスポーツ団体も名前だけではなくて、今度こういう大会ありますよとか、こういう練習日を設けているので来てくださいとか、いろんなことは出せるわけです。それは、窓口が1つになることによって私はこういう地域のコミュニティが盛んな活動に資するものというふうに考えます。それで、私が調べた範囲では、いくつかのところではしか見ていませんけれども、町として、あるいは市としてそういった町内会や自治会を支援するコーナーというのをちゃんと載っているのです。そこには町会に入りませんかというお知らせの、それをすぐ印刷できるようなひな形まで用意しています。ですから、そういう意味ではニセコ町が、先ほどの議論にもありましたように、町民参加を大事にします、あるいはしやすいようにしようということであればあるほどこの町のホームページの活用というのは大事なツールというふうに考えますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

それから、ホームページの今言ったインフォメーションと募集の整理について検討していただくということでありますけれども、例えばここにこんなふうにバナーを設けて、リンクします。それで、この中にはリゾート観光協会とか中央倉庫群とか綺羅乃湯とかいくつか乗っています。しかし、例えば先ほどちょっと問題になりましたにこっとBUS、これを申し込もうとするといくつホームページクリックしなくてはいけないか御存じでしょうか。トップページがあります。そこに暮らしがあります。さらに、そこから生活環境に入ります。そして、交通に入ります。そして、ようやく

にこっとBUS、デマンドバス運行というページにつながるのです。こういったことを考えますと、このバナーの最初のページににこっとBUS予約とか、そういうバナーを入れたらどうなのでしょう。そういう改善は非常に大事な改善だと思いますし、それからインフォメーション、募集という2つだけではなくて、例えば締切りのある、先ほど紹介しましたし尿処理の申込みとか、それから公営住宅への申込みとかという締切りがあって、これ逃したら、気持ちとしては応募したかったけれども、逃してしまうという危険性があるのです、全部に紛れ込んでしまって。だから、行政サービスの締切りのあるものについては独立させるとか、それから催し、今日逃したら過ぎてしまったということありますから、催し、そして意見公募についてはやっぱり独立させてほしいと思います。この間いくつも立て続けに意見公募が載っているのです。だけれども、それがインフォメーションのところ載っていたり、それから募集のところ載っていたりという、そういうことがいくつもありました。ですから、そういった、もう一度、先ほどおっしゃったように、再検討、ぜひしていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の町内会の活動等のご紹介をホームページということ、何とかということですが、今現在の町民生活課のほうでは町内会の云々については転入された際には丁寧に、ちょっと個人情報もありますけれども、町内会の会長さんのお名前までお知らせして、ごみステーションの管理とか、そういうお話をされているというふうにお聞きしておりますので、そういう部分で今現在対応しているということでございます。そのほかいろんなイベント等ご紹介ということですが、これについてはもう少し検討させていただきたいなど。今高木さんのほうからどこかの町ではそういう支援するコーナー設けているということもありますので、もう少し勉強させていただきたいなど。たまたま来週広報広聴検討委員会が24日ですか、開催予定しております、その中でもご意見をいただければというふうにもちょっと考えております。

それから、もう一点、インフォメーションと募集の関係、お聞きするところによりますと29年度まではインフォメーションだけでやっていたのをより分かりやすく、見やすいように募集という欄を作ったというふうにお聞きしております。しかし、4年経過しているのですけれども、私も高木さんのご質問を受けてから内容を検索してみたら、ちょっと違うなというのが数件見受けられましたので、この辺は先ほど町長から言ったように、説明会等でしっかりと職員のほうにお知らせしていきたいと思います。

また、最後にホームページが平成30年ですか、リニューアルしたのですけれども、今言ったように、にこっとBUS、検索するには5つから7つくらい、深いところに眠っているような状況というのは、私も企画でして、よく広報、ホームページですか、見るのですけれども、なかなかちょっと難しいなど。検索のところが一番トップページにあるのです。あそこで検索すると割とすぐヒットするのですけれども、あの検索を使わないでやるというのは相当難しいなど。ふだん見慣れている人でないと行けないかなという感じもしますので、この辺については30年にリニューアルをしたばかりということもございますので、もう少しお時間かけていただきたいなどというふうに思ってい

ます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 町内会については町民生活課のほうで丁寧にご案内していただいているということなのですが、例えば私個人の経験ですと、たまたま引っ越ししてきたときのお向かいに町内会の会計役員やっている方がいて、すぐ来て、どうですかというので入りました。しかし、そのときは町内会長さんの名前とかお宅も分からないし、それからどの範囲が自分の属している町内会かというのも全く分かりませんでした。そういう状況の下で確かに個々に転入者に対して両方お知らせしていただいていると思うのですけれども、やはりいつでも誰でも途中から例えば町内会、やっぱり参加しようかなと思う方も出ると思うのです、そういう案内が出ていれば。そういうことで、やっぱりコミュニティ、非常にこれから高齢化の中で独居老人の方もいらっしゃる、いろいろ助け合いということも言われているわけですが、そういった情報はぜひ活用しやすくしていただきたいなと思います。

それと、高瀬課長からお話ありましたように、やはり確かに検索を使える人はいいのですけれども、ただ文字がちょっと違うと該当ありませんというのがすぐ出てくるのです。全然たどり着かないのです。だから、そういう意味ではバナーがしっかりあって、すぐ目につきやすい、最初のページで目につくというようにする必要があるのではないかと思います。

以上、よろしく検討願いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問いただきました内容、確かにニセコ町のホームページは本当に情報量が相当実は多いということは、皆さん驚かれるぐらい入っているので、ただそこに行き着くのに大変だというのは私もしょっちゅう実感しています。職員にこれどこにあるのよと聞くときも実はありまして、その辺ちょっともう少し整理できないか含めて検討させてもらいたいと思います。

それから、自治会重要だということで、今雲南市をはじめ全国で有志の自治体が集まって多機能自治の研究会というのを設けて、ネットワークも全国組織で現在あります。自治会の皆さんにできるだけ地域のことは地域で解決するような、言ってみればニセコ町内でいうとニセコ町内の域内分権といいますか、地域にそれだけ財源も含めてお任せすることによって地域の皆さんが自治会を含めたまちづくりに参加をして、そこで課題を解決していこうというような仕組みで、それによって全体の自治体改革をしようというような流れもありまして、私どももその研究会に入っておりますので、これからホームページの在り方も含めて自治会の目指すべき方向というものを皆さんと議論して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問。

○8番（高木直良君） 続きまして、電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定についてお尋ねします。

電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定についての報道があり、「広

報ニセコ」3月号にも掲載されました。連携協定の目的と内容について、以下伺います。

1つは、3町及び日産との協定に至る経過及び今後の3町の連携の枠組みについて伺います。

2つ目は、環境負荷軽減の効果、災害時の活用場所及び対応能力、そしてカーシェアの構想内容と具体化に向けての取組に関する現段階での想定していることを伺います。

それから、3番目としてはこのことに関する町として今後の財政負担というのが見込まれるのかどうかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問につきましては、ニセコ町では環境モデル都市、SDGs未来都市として自然再生可能エネルギーの活用などの環境対策に重点的に取り組んでおり、電気自動車についても早期に導入し、活用をしております。また、日産自動車グループにおいては既に100を超える全国の自治体や地域などと連携協定、ブルースイッチという愛称で締結、電気自動車活用の取組を進めてきております。この電気自動車は、今後環境面に限らず、様々なまちづくり分野での活用が期待されているところであり、特に防災面では走る蓄電池として停電時の避難所運営などで実績があるところでもあります。このことから、電気自動車のまちづくりへの活用において連携協定も視野に連携の方向性などについて昨年からは事業者の方と打合せを行ってきた経緯がございます。また、この経緯においてはEVの活用可能なまちづくり分野の広がり、公益的な展開、あるいは災害時にEV派遣拠点となる事業者、販売拠点の立地面などの多角的な検討を進める中でニセコ観光圏を構成する蘭越町、倶知安町を含めた3町で広域的な協定が望ましいという運びになったものであります。今後の枠組みにつきましては、防災面などすぐに取り組めるものから順次具体的な連携を行い、その他まちづくり分野への活用やニセコ観光圏としての取組について、これら様々な分野での検討を進めていきたいと考えております。

2つ目のご質問につきましては、防災面、取り組めるところから実施しつつ、そのほかのまちづくり分野への活用については今後検討していきたいというふうに考えているところであります。

3つ目のご質問につきましては、2つ目の質問とも関連しますが、株式会社ニセコまちにおいてSDGs街区、ニセコミライでのEVカーシェアリング事業の計画があり、これに対して地方創生推進交付金を活用した支援を令和5年度以降に想定をされておりますが、そのほかでは現時点でニセコ町が財政負担を生じるものというのは具体的に見込んでございません。

以上の状況でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今防災面の活用が想定されているということをおっしゃいました。それで、確かにEV車を停電時に電源として応急的に使うということは実際に災害時ありましたし、そこに日産の車も、例えば千葉県などでは日産リーフ50台動員して、台風の、千葉県で大災害のときに活用したという事例がございます。ですから、そういった意味での期待はあるわけですが、例えばニセコ町の場合はこの間ずっと非常電源装置を避難所と予定されている場所には順次整備してまいり

ました。ですから、例えばそういった日産リーフが災害時にどこに派遣をする、期待をするのかというところちょっと分からないのです、大体避難所は準備もされてきていますから。それがどのような想定をされているのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、EV車を使ったカーシェア、シェアカー、これについて例えば今SDGs街区のお話が出ましたけれども、実は昨年11月の11日の情報で、これ道新にも出たのですが、北電との連携協定というのがSDGs、株式会社ニセコマちと北電との間でシェアカー、カーシェア、これについて連携協定で行っていくという報道がされています。そのことと今度日産リーフ、日産との連携協定、シェアカーについても言及されているわけですが、これはどういう関係があるのかなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 1点目の防災面の活用のほうでございまして、確かにうちの避難所のほうに発電機等整備してまいりまして、一定の停電対応はできているのかなと思っています。具体的に日産さんとかこういうときとかこういう場所とかと決めているわけではないのですが、想定されるのは、今回も町民センターのほうでデモやらせていただいたのですが、外での投光器とか、施設はたしか第2避難所になっているのかな。第1避難のグラウンドとか広場等々に投光器だとかつけるには一定の発電機は役場でも備えていると思いますけれども、そういうときに台数とか来ていただければありがたいなというふうには考えております。前回停電が長かったとき携帯の充電なんか結構いろんなところで、役場で結構来ていたのですが、そういうときにも避難所以外でも多くの車が集まってやっていきますので、いろんなそういう活用が図れるのではないかなというふうにも今考えているところです。

それから、2点目の北電との協定ですが、実は私の中身についてはあまり承知していませんので、ニセコ町と北電さんが今協議をしているところで、詳細な内容については、申し訳ありませんが、私のほうでちょっと把握しておりませんが、申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 確かにそういう充電の機能を持った車なり装置がたくさんあれば安心ということもあります。しかし、日産リーフに限って言いますと、これ4WDではないのです。ですから、冬期間にも災害があって、そういう活用しようとしても走れない。日産リーフが北海道であまり売れていないのは、4WDではないからなのです。例えばトヨタなんかはそういう4WD、お金は非常に高いのですが、そういったEV車を出しています。そういうことからいくと、本当に冬期間に何かあったときにそれは期待できるのかどうかもっと精査をして、例えばどういう活用方法、今事例がありましたけれども、そういうのを詰めて、せっかく連携協定を結んだということであれば、しっかりやる必要があるのではないかと思います。

それから、ちょっと話が連携協定の中身に、3番目として観光地の魅力向上、活性化に関する事項ということで、これまでの蘭越、ニセコ町、倶知安町がニセコ観光圏として連携した取組をしてきているわけですが、さらにその辺についても検討し、地域として環境負荷の低減、観光地

の活性化を図ると。持続可能な観光地域づくりを進めるという項目がありまして、既に観光圏というものはあるわけです。あえてこれが出てきていることがあります。これに関連して伺いたいのは、連携ということが3町、それから日産ということなのですが、3町の連携というところでちょっとお伺いしたいのですが、最近倶知安町の字山田地区の名称変更ということで、字名の名称変更でニセコひらふということを議会も承認をして、手続に入ると。10月1日から執行するというふうに報道されています。報道というか、倶知安町のホームページに載っています。これ連携といいながらこの辺の話は倶知安町と何か事前に行われていたのかどうか、それについて関連として聞きたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと先ほどの分の付け足しから含めてお話を少しできればと思います。

まず、北電さんとの協定の関係ですけれども、北電さんとは、ニセコミライと名前がつけましたが、あそこの街区の開発についての電気の一括受電ですとか、そういうことを含めたことをこれから協力しながらやっていきたいということもありまして、会社さんと、ニセコまちさんと北電さんでも協定を結んで、いろいろと互いに協力してできることはないかということでやっているやに伺っております。特にその中で、またニセコミライの街区についてはシェアカーをいずれ導入したいと。これから車が増えるといいますか、当たり前ですけれども、そういう状況の中でシェアカーというものもどんどん仕組みとして増えてくるだろうということで、それらのものが例えば電気自動車で賄えるかとか、そういうことも含めた協定ということで、今北電さんともその辺のところのお話もさせていただきながら、併せて日産の今回の協定も何かしらそれらに将来的には可能性として対応していけるのではないかというようなことをニセコ町としても考えているというところでございます。

それから、3町の連携の中での今山田地区の名称の変更という関係でございますが、これらについてはニセコ町としては特段今承知をしていないと申しますか、うちのほうから何かお話を伺っているという状況ではございません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほどの質問の中でニセコ観光圏としてこの協定をどういう位置づけしているのかという趣旨のご発言ありましたが、これからニセコ観光圏としてCO₂の排出量抑制であるとか地球環境負荷にどう対応するか、観光リゾート地としての質といいますか、そういうものが問われてくるのではないかと。それと、将来的に2030年に向けて北海道新幹線倶知安駅ができます。そのときの地域間の交通をどう持っていくか、いかに環境負荷がなく人々が移動できる未来型の交通体系どうするのかというところが大変重要なことではないかというふうに考えておりまして、こういったものに日産自動車様のそういったノウハウ、あるいは知見というのは相当活用できるのではないかということで、3町で連携をして進めようということで協定をさせていただきました。もちろん日産におきましては倶知安町に販売店もお持ちでありますし、当然倶知安とニセコ、そして

観光圏で今動いている、まして交通体系どうするって本当に重要な課題でありますので、そこをしっかりとこういった自動車産業の皆さんのお知恵も入れながら次の時代への観光圏の在り方というのを検討していきたいと、こういう考えでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問。

○8番（高木直良君） 3問目です。政府のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策、令和3年11月19日に基づく各種職員の処遇改善について。

政府は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を令和3年11月19日に閣議決定し、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる下記職員の賃金引上げのための措置を令和3年補正予算及び新年度予算において行いました。看護、介護、保育、幼児教育の現場、看護職員等、介護職員、放課後児童支援員等、障害福祉の現場などの対象職場と対象職員及び補助金、特例交付金などの方法が厚労省から通知されております。そこで、この処遇改善措置の対象となるニセコ町内の町及び民間施設名、その職員数及び措置に関する町及び各施設管理者の対応内容について、それから対応に関する理由について伺いたいと思います。

また、民間施設に対しての町からの情報の提供や相談についてどのようにされているかを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、保育、幼児教育、放課後児童支援の分野の処遇の改善に関しましては、幼児センターとニセコこども館が対象施設となり、職員数は幼児センター32人、こども館6人というふうになります。なお、民間での対象施設はございません。国においては、これら分野の対象職員の収入について3%程度を引き上げる保育士等処遇改善臨時特例事業を立ち上げ、希望する自治体などへ補助することとしてございます。本町では対象職員と他の職員との均衡や公平性の点に加えて、幼児教育や保育に関わる会計年度任用職員はその職種の複雑性、困難性や責任に応じて上位の級や号俸を既に設定している点などから、一定の処遇改善が図られているという判断をしており、国の短期的な事業については導入をしないということにしております。

次に、介護職員などの処遇改善につきましては、後志総合振興局社会福祉課より事業概要等の情報が町に提供され、随時町内の関係事業者へ連絡をしているところでございます。当該事業は北海道が事業主体となり、各事業所と直接申請などが行われており、それぞれの事業所において適切に対応しているものというふうに理解をしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 町の職員に関連するところについては、既に一定の水準を少し上回る水準に対応して、現行進んでいるということから、今回のような措置は改めて行わないというお答えだったと思います。その上で、他の民間施設、介護職員の介護施設について今お話がありました、例えば障害者施設についてはどのような現状にあるのか、その連絡がちゃんと届いていて、実際にその手続を理解して進めているのかいないのか。

それから、医院についてお話がありませんでした。ニセコ町の場合は医療施設も民間です。ニセコ医院さんとか歯科の医院がいくつかございます。そういったところに対する情報の提供なり、あるいは相談なり、そして具体的にどのように行っているのか行っていないのか、その辺について、町の中にある施設ですし、それから町民として働いている方が多い、そういう施設ですので、きちっと把握をする必要があるのではないかと。せつかくのこういう補正予算なり予算が組まれているものについて活用していくということを援助していくということは私は町として非常に大事な姿勢ではないかと思っておりますので、現状について改めてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内の施設、具体的にというところでしょうけれども、1点目の障害者施設、これ生活の家のことかなと思います。生活の家につきましては地域活動支援センターという位置づけになっておりまして、いわゆる国の今回の補助事業、福祉介護職員等処遇改善臨時交付金の該当にはなりません。これ確認しておりますので、その旨の該当にならないという連絡のほうは生活の家のほうには直接はしていないところでございまして、そもそもこの……まず生活の家はそういう状態になっております。

次に、医院の関係、医院としてはニセコ医院のことを想定されているかと思うのですが、こちらにつきましては国の補助事業でいうところの看護職員等処遇改善事業補助金が該当になるのかなということで、実はこの国の事業自体町のほうに具体的な情報が提供されていないということで、直接国のホームページなどから情報を得ておりまして、これについてもニセコ医院のほうでは情報的には知っていますよというようなことでしたので、何かあればご相談に乗りますというような体制になっておりますので、個別にこの事業を使いなさいということではなくて、事業所としてきちんと利用できるものは利用していただくというような指導になるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 現状については、およそお答えいただいたと思います。それで、繰り返しかもしれませんが、こういったかなりの規模で、政府としてはこの間コロナ禍の中で非常に問題となって出てきたのは例えば保育士など、民間の場合ですけれども、相当一般の平均給与よりも低いという実態がこの間報道もされておりますし、当事者の方からも非常に強く改善を求められてきたと思います。それに対してやはり政府としても応えるという意味で補正予算が組まれたり、それから来年度予算についても継続できるような、そういう枠組みをつくってきたと思います。ですから、これについてはやはり確かに町職員の問題なのか、あるいは民間に勤める方たちの問題なのかという問題ありますけれども、でも先ほど言いましたように、やっぱり同じ町内の施設に働く方たちの処遇が少しでも改善されるようなことで情報提供なり相談なり、より緊密にやっていただきたいということを強く思っておりますので、ぜひ対応よろしくお願ひしたいと思っておりますし、それについての町長からの所見もいただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今ご質問いただいたとおり、それぞれ連絡を取り合って進めております。ただ、それぞれの事業所においてはそれぞれの独立した事業所でありますので、町から何らかの誘導みたいなことはこれは避けるべきではないかというふうに思っておりますので、特に内容等についてこうしたら、ああしたらということは言うておりませんので、よろしく申し上げます。

あと、今回国がこうした制度を設ける根幹もやっぱり私たちは理解しておく必要があるのではないかと思います。幼児保育関係の無償化を進めて、当初はそれは保育士の人件費に充てるという枠組みがありましたけれども、それが撤廃されて、全く民間の施設の保育士さんの給料には国の補助金をストレートに充てなくてもいいことになってしまいました。大変な問題ではないかと思っております。そして、今回の処遇改善も私はその制度の仕組みとしては国においてははずばらしい検討されたと思いますが、9月までの期間国が応援すると。その後は、自治体においては地方交付税等に算入をするというような流れでありました。したがって、羊蹄山麓でも私が知る限りでは町村長の中では基本的にはやらないという方向で、職員についてはほとんどやらないというふうなことであります。地方交付税に算入しますということは実額は来ないということです。例えばこれまで20兆円の地方交付税が今16兆円、17兆円になっています。その間いろんなものが交付税で見ます、交付税で見ます、入ってきました。実額は高額は乗っても実額として来るわけではありませんので、今回首長同士の意見交換の中でも9月までは国から補填されてもその後は実際のお金というのはそのうちの1割来るのか、2割来るのか分からないと、こういう失礼ながら安易な仕組みに乗るということは自治体財政を苦しめるということになりますので、それはやっぱりおかしいよねということで、やらないことにしたわけであります。これからやっぱり民間の皆さんの、特にこういったエッセンシャルワーカーの皆さんの賃金、例えば特別養護老人ホームにしても一時伸ばすと言ったにもかかわらず、結果的にはトータルするとマイナスになるような国の制度設計になってきているというのが実情でありますので、そういったものの根本的なものについては我々も現場からこれからも声を上げて、自省するように国に対して意見を言っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時56分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の通告がありますので、ご発言を許します。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 引き続き質問させていただきます。

町有地の貸出し料金の適正化について。令和2年度、2020年度決算特別委員会、2021年10月21日、11月2日での質疑における答弁、1平米当たり1月5円は長年変わっていないので、今後議論して

いきたいを踏まえて、決算認定に際しての意見、町有地貸付料の検討が付されましたが、その後どのように検討が行われたか、また検討に際しての基本的な考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

現在貸付料についての変更については決定をしておりません。具体的な貸付料の改定に向けた検討は新年度において進めたいと考えております。現在は賃貸借契約の内容自体の見直しを進めており、旧借地借家法の下において町が契約したものを町有地として適正に管理運用できるような形にしていくよう内容を精査しているところでございます。このことは、単に貸付料を改定することで解決できる契約ではないものもあり、これまでの契約自体の在り方を見直しつつ賃料の改定を進めたいと考えております。まずは、契約の新規契約や更新に際し町有地が有効かつ効率的に活用されることを前提として、契約自体の内容の方向性について検討しているところであります。一方、町が借りている賃料についても同様に平米5円としており、併せて議論していく必要があると考えています。いずれにしましても、契約そのものの内容が町として政策的な要素があるのか、単なる貸付けを行っていくものなのかなど、町の施策や状況を勘案しつつ適正な受益者負担の在り方についても改めて検討していく必要があるものと考えております。現在のところ、弁護士と協議をしながら契約内容の見直しなどの作業を進め、今後方針を定めた上で貸付料の改定、もしくは据置きを含めて議論を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 内容も含めて検討を進めるというお話でした。私がホームページ上での知識というか、検索などで調べますと、借地の場合定期借地と普通の借地があるとか、それから借地料を算定するに当たっては時価をベースにするとか、あるいは事業者であれば収益の計画を基にして算定するとか、いろんな何種類かの方法について検討、算定手法があるのだということが載っておりました。そういうことで、今おっしゃったように、金額だけの問題ではなくて、契約内容の在り方そのものも見直していただくということですので、それについてはぜひ進めていただきたいと思います。

その上で伺いたいのですけれども、決算特別委員会の際に資料提出求めました。提出された資料は有償、無償の貸付けのエリアと伺いますか、ポイントについて図面を出していただきました。また、貸付けのリストということでもいただきました。それで、ちょっと私が不思議に思ったことについてお尋ねしたいと思うのですが、字ニセコ478の15、9,990平米がございまして。これについてはある有名企業が親会社で、そこが基になって株式会社ニセコ蒸留所を建設いたしました。それで、頂いた資料は令和2年度貸付けの一覧表であります。この中には、私がこれ一覧表を見る限りはこの字ニセコ478の15については記載がございませんでした。確かに会社としてオープンしたのは昨年11月ですか、正式オープン。ただ、その前に工事をやっておりますので、令和2年度のリストにこの企業名と、それから貸付先が記載されていないのが不思議な気がするのですけれども、これはどういう理由なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えできるかどうかちょっとあれですけども、ニセコ474番地4のほか3筆について9,989平米、この契約期間については平成31年の4月1日から令和32年の3月31日までの30年間の貸借ということでされておりまして、前回のリストをちょっと僕忘れてしまいましたけれども、そこに平成31年って載っていなかったのかなということであれば記載漏れかと思われまますので、この場をお借りしておわびしたいと思いますけれども、いずれにしましても平成31年4月1日から貸し付けているという状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 来年度に向けての町政執行方針の中では、計画的な公共施設、町が所有する資産については売却や貸付け等の有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めますとあります。そして、来年度予算の予算書には財産収入として町有地貸付料353万6,000円ですか、これが記載されておりますが、今私のほうからご質問したニセコ蒸留所の貸付けについての貸付け料金というのは、ここに含まれているものでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えします。

これ353万6,000円、正確には550円なのですけれども、あの中に含まれておりまして、その土地については貸付料が59万9,280円含まれているという状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問、青羽雄士君。

○9番（青羽雄士君） 通告に従いまして、9番、青羽です。地域通貨についてご質問させていただきます。

昨年度の町政執行方針の中で新型コロナウイルス感染予防やこれらの経済対策のため地域通貨の導入の検討を見送っていたようだが、新年度の町政執行方針にも地域経済循環型の社会を推進するため地域通貨について触れていました。町長の考えている地域通貨とはどのような仕組みのものなのかお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

地域通貨については、目指す資源、エネルギー、地域経済の3つの循環を向上させていくために地域資源を地域で賢く使っていく仕組みをつくっていく必要があることから、その仕組み、ツールの一つとして検討してきたものでございます。そのため、現在普及が進む一般的な電子マネーや地域ポイントとは異なり、より地域資源利用を促進する特徴を持つ地域通貨、地域ポイントとして考えております。具体的な例示やイメージでございますが、既存の電子マネーやポイントが消費喚起を目的にし、ポイント還元や決済時の利便性といった利用者メリットがあるのに対して、現在検討している地域通貨は既存のメリットに加えて地域資源循環の強化というものを目的にし、利用者による地域事業者への応援、地域資源への投資を促進するという性格を持つものというふうに考えております。地域資源への投資の仕組みとしては、町外では使えないほか、ポイントに使用期限があるというような期限内に使わないと失効し、ためられないというものなど現在考えているところでございます。この地域通貨につきましても、議員ご指摘の新型コロナウイルス対応のほか、複数の

大手電子決済やポイントサービスが展開され、普及促進が図られている変動期であること、それからニセコエリアでもニセコペイや町内で活用されている綺羅カードなど既存制度があることなどから、利用者の混乱を避け、既存制度との整合性、整理も図りながら引き続き導入に向けての制度設計を検討していきたいというふうに考えております。なお、検討に当たっては町内の事業者の皆さんが地域資源循環向上に資する地域通貨サービスを展開していくという運びで考えておきまして、その事業者との連携やふるさと納税制度での活用なども視野に入れて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽雄士君。

○9番（青羽雄士君） 今のご説明で全てが理解できたと、そういうふうには私は思っておりませんが、町長からのお話もあったとおり、ニセコの綺羅カード会の綺羅ポイント、それももう既に地域通貨の一つということでご承知していると思っています。もちろん目的としては地域内での利用の経済の活性化、またコミュニティの推進が図られるようにというような目的で地域通貨、綺羅ポイント、そういったものがあるように思っています。町の応援でそれこそ綺羅ポイントを利用した子育て支援活動、そういったものも大いに活用されていると。そして、もう既にニセコ町内では町内で3,000枚以上、町外含めると5,000枚以上発行されているというふうに聞いております。確かにペーパーレスとかキャッシュレスの時代というようなことでございます。ただ、ほかの自治体もこういった綺羅カード会のようなポイント制度、そういったものを例えば各種健診促進のために利用するだとか、ボランティア活動、あと健康増進のための町の行事等、そういったものに付与するだとか、方法的にはいろいろあろうかと思うのです。それで、先ほど町長の答弁の中にも新しい仕組みとしては期限つきで、そしてふるさと納税にも対応できるような、そういった考え方もあるというふうに理解しましたが、多分今のこの綺羅カード会のものでもある程度期限をつけたり、あとプレミアムをつけて、例えばこういったコロナ対策のための商品券、それを、プレミアムつきの商品券を発行するだとか、そういったことも対応できるように聞いております。なので、町長が考えておられる新しい地域通貨、この小さな町で、人口5,000人足らずのところまで2つの地域通貨が存在するようなことが決していいことなのか。確かに観光客なのかニセコファンなのか、そういったものを対象とした地域通貨を考えておられるように私は思うのですけれども、果たしてそれがこの町にとってメリットあるのか。もし寄附の、ポイントを利用してニセコ町に、ましてや事業所に寄附をするという気持ちがあるならば、そういったものを形にしたいのであれば、それこそポイントを利用しないで寄附という明確な形であるほうが単純で分かりやすいのではないかなと思いますけれども、その辺どんなふうに考えておられるか。ですから、私が思うには今ある綺羅カード会の綺羅ポイント、これの拡充を図るほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

綺羅カード自体はすばらしい制度でありまして、ニセコ町民の中に根づいていますし、これはこれで大事にして、おっしゃるとおり、健診率が今本当に低いので、そこに健診した方にポイントを付与するというのはいい制度で、これは内部でもずっと議論していることでありますので、そうい

った制度の拡充は綺羅カードとしては考えていきたいと思っています。今言う進めたいという地域通貨自体は、そもそもの制度設計というのは全く実は違っていて、共感地域通貨という言い方もしておりますけれども、ニセコ町に来た方がこの地で少し何か応援したいとって例えば3万円のポイントを購入すると。3万円で3万ポイント購入すると。ホテルで泊まって、そこで使って、例えば残ったらそれを誰かに渡すとか寄附するとか、そういうようなできるだけ地域にお金を回す前提での実は制度設計になっていまして、ふるさと納税での連動も考えていますのは、ニセコに来た人が例えばホテルに泊まると。家族で泊まりますと。そのときには5万円ポイントを購入しますと。そうすると、ふるさと納税って今基本的に3割まで返礼といいますか、そういう枠がありますので、そのうちの28%とか25%をふるさと納税制度で還元するというふうになりますと、例えば泊まるお金をニセコ町に来て、地域通貨を購入することによって25%戻ってくると安く泊まれます。宿泊事業者はその25%がそこに入りますので、そこで何かマイナスのことは一つもないわけです。このポイント自体は残った場合はそれが例えば3か月とか6か月とか、それはこれから議論ですけれども、消えてしまいますので、その消えた分はそれは仕組みとして例えば地元の子どもたちに渡すですとか、そういうような制度設計によってとにかく地域でお金を循環させようというような制度設計です。現在の社会の大きな問題で、これだけ社会で格差が生まれているのは大きな原因は何かというと、一つは貯金ができるということです。富裕層の皆さんがどんどん貯金をしていくから、地域に、地域というか、これは大きな枠としては金が回っていかないと。そのことによってどんどん富が偏在をして、一つのところに集まっていって、結果的には一般の人々のところにはお金はほとんど回らないというような実態がこの現在の社会のそういった金融制度の中で大きな問題になっているというふうに考えておりまして、今回この仕組みを導入することによって、よそから来る皆さんがメインになると思いますが、そういう皆さんがこの地でこの地域通貨を使うことによってニセコ町内の回すお金が増えると。そこで子どもたちやいろんなものに投資する財源が生まれてくるのではないかと、そのようなイメージのものであります。既にニセコでユーモ（eumo）というところが実践しておりますが、これも、現在既にいただいておりますけれども、1%の額は地元の子どもたちに使うということで、町のほうにお金をいただくというような制度設計になっておりまして、これをさらに強化をした形での、スマートフォンでそういう決済がその場でできて、しかも地域にお金が回っていくというような制度設計を考えていますので、現在の綺羅カード自体をそれでバッティングするという制度のものではそもそもないということで考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） その制度、たしか道新に昨年か何かに載ったと思います。なかなかちらっと見ても一回では理解できなかったのですが、民間の運営会社がニセコで行おうとしている、もう既にしているのかちょっと分かりませんが、それにニセコ町がさらに加わるというようなことで、その事業者に何らかの助成なり、そういったものが発生するものなのか。

それと、もし違うという地域通貨の新しい形、ただこれも参加事業者等が少なかったら何も意味がない地域通貨の制度というようなことだと思っております。確かにこの時代スマホを利用した決

済だというようなことなので、十分、ちょっとは理解できるのですけれども、詳しい、例えば事業者が負担しなければならぬパーセンテージだとか、そういったものが本当に魅力のある地域通貨として通用するものなのか、その辺ちょっともう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 何か図面設けてご説明できればちょっと分かりやすいかなと思って、確かに分かりづらい感じは率直にするかもしれません。現在事業者のほうで新たな……これ実は既存のものあります。ところが、既存ものを使うとそこの手数料含めて全部別な大都市に行ってしまうので、私たちはこのニセコ町でそういうもの開発して、ニセコ町で回すということに価値を設けていますので、それにつきまして現在事業者さんのほうで国のほうにそういう開発経費の申請を行っております。これ自体は、開発経費については私自身は町でも出してもいいという腹がありますけれども、今国の制度に乗っかればそのほうがはるかにいいので、それは国の認定あれば国のほうの経費で開発をいただくというふうに考えております。ただ、例えばふるさと納税一つ取っても相当大きいと思います。近隣の町では地元ではないそういった既にあるものを活用して、1億5,000万円ぐらいのふるさと納税も進んでおりますし、かなり皆さんが多く利用されるのではないかというふうに思います。こういったものを活用することによって今度地域の例えばコロナ対策のいろんなことでの応援なんかもできる仕組みも取れるものですから、ホテルを含めてそういった飲食店、あるいは地元の事業者さんには町も積極的に入っていただいて、何とかそのことによって地域が自分で回せる、自立するお金を獲得するツールとして地域通貨というのをぜひ開発していきたいというふうに考えております。その手数料だとか詳細でどうする、こうするというのは今開発する中で調整をしていくということで考えておりますので、随時また議会のほうにもご報告させていただきながら、その経過についてはご理解いただけるように説明してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。よろしくお願ひします。

マスクの着用について質問させていただきます。コロナウイルスの影響で2年間以上常にマスクを着用しています。感染拡大防止という目的は最優先にしなければいけないという認識はあるのですが、弊害も大きいと思っています。弊害として健康面がまず挙げられますが、私はそれ以上にコミュニケーションに障害があることが問題だというふうに考えています。表情が分かりにくいとか感情が伝わりにくいとかということは特に教育や学習面で子どもたちの成長過程において大きな弊害だと考えています。マスクが必須となっている状況について正常だと考えるか否か、またどのような状態になったらマスクを取れると考えておられるのかお聞きしたいと思います。私は、決してマスクを外すことを推奨しているわけではありません。ただし、感染拡大防止が100%優先されるという考え方は少し違うのかなというふうにも考えています。この辺について町長、教育長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、榊原議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在のコロナ感染状況は、正常な日常ではないと考えております。当然マスクが必須の状況については、正常ではございません。このような中で、ニセコ町の小学校、中学校、高校、さらには幼児センターでは文部科学省や厚生労働省が作成したマニュアルやガイドライン、国の新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針に基づく各種通知に基づき、年齢や学年に応じた感染予防対策を行っています。その中では授業や校内活動など様々な場面における対応が記されていますが、基本的な考え方として次の3つが示されています。3つの密、密閉、密集、密接を避ける。人との間隔が十分に取れない場合のマスクの着用、手洗いなどの手指衛生の3点でございます。また、幼児センターでは子どもの発育の状況が様々であることから、一律にマスクを着用することは求めておりません。現在高い感染力があるオミクロン株への感染をできる限り防ぐ観点から4歳以上は可能な範囲でマスク着用を勧めておりますが、息苦しくないかなど無理な着用とならないよう十分注意しつつ保育士はマスクを着用し、保育に当たっております。教育委員会としては独自に科学的な検証を行うことはできませんので、これらのマニュアルに沿って学校、幼児センターの運営を行っており、マスクの着用もその一環でございます。なお、マスクが取れる時期の判断につきましては、文科省によるマニュアル運用の変更があったときというふうにご考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 続いて、榊原議員のご質問にお答えいたします。

教育長の答弁のとおり、マスクを日常とする社会は正常なものではありませんし、特に子どもの成長への悪影響は大いに心配されるところでございます。早い段階でのコロナ禍社会の終えんを願っておりますし、マスクを外すときは現在の感染が終息に向かったときだと考えております。今後とも新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の動向をはじめ国の対策に留意をしまいたいと考えておりますので、引き続き感染予防へのご協力、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） ありがとうございます。ご答弁いただいたとおりだとも思うのですが、もう少し細かいところについて、個人的なお考えでもいいのですが、お聞きしたい部分がありますので、ちょっと読み上げさせていただきます。非常事態なのだから我慢してというようなことも子どももそうですけれども、一般町民に対してもそういうことではあるかなと思うのですが、このぐらい長引いてきている中で、やはり一人一人の状況についてもう少し配慮すべきかなとかというふうにご考えたときに、私の場合すごく身近な人でどういう状況になっているのかなというのを考えています。例えばちょっと私ごとを述べさせていただくと、私の娘が今度大学3年生になるのですが、1年生に入る前にコロナになって、ずっとマスクをしていると。それから、町内でも1年生になる段階でなった人というのは中学、高校と違って同級生や先生の顔をほとんど見ないまま卒業してしまうというような状況もあると。それもだから我慢しろという言い方もできるのですが、結構私の学生時代とか思い起こすと割と厳しいなという感じがします。それから、これも私ごとの最たるものになってしまうのですが、私もニセコ町に来て3年半

になるのですけれども、ほぼマスクをしている期間のほうが長くなって、マスク取った顔を知らない方もいらっしゃるというような状況なのです。これは、もともといらっしゃる方にとっては大した問題ではないかもしれないのですけれども、私にとっては結構大きな問題で、マスクしたままで2回目お会いしたときも分からなかったりとかというような状況があつて、コミュニケーションについてすごく私は個人的にハンデに感じているというものがあります。学生の問題とか短いタームでここにいらっしゃる方というのはそういった弊害があるのではないかなというのの一つです。それから、もう一つ別の観点からいくと、障害者の方の問題があつて、特に聴覚に障害のある方、それから障害者と言われなくても少し耳が聞こえにくいと言われた方々のケースを考えると、聴覚障害というのは割と他人が認識しにくい障害だと言われていて、例えばレジとかでポイントカードありますかと店員が聞いたときにマスクしていると聞かれたことすらも分からないで答えないみたいなケースがあり得るというようなことがあるわけなのです。それから、もう一つはニセコ町も推進されているリモートワークです。リモートワークも基本的に顔を知っている人だったら電話で済むかもしれないけれども、知らない人と会話する際、それからこの間のオリンピックの招致の説明会とかも誰がしゃべっているのだから分からないというようなこととかの、そういった様々な障害が様々な方たちにある中で、それは当然健康面は守らなければいけない、それから国の方針とかもあるのですけれども、含めて町長、教育長は先ほど以上のコメントがあればご答弁いただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 榊原議員おっしゃるとおり、とにかくマスクを外す社会にできればなればいいと思っていますし、今おっしゃったようないろんなデメリットといいますか、マスクによってコミュニケーションが取れないこともいっぱいあると思います。マスク着用による生理学的負担ということで、独立法人労働者健康安全機構労働安全総合研究所の上野哲さんが論文書かれておりますけれども、マスクによって最大酸素摂取量は10%程度減少するということが実験で分かっているようでありまして、吸気抵抗が大きいこと、それから吐くときの時間が当然長く必要だということで、換気量の減少により運動だったら継続時間が短くなるとか心拍数が上昇する、血圧が上昇する、発汗作用が高まる、疲労感が増すとかいろいろ生理学的には出ておりますから、マスクをしている状態が健康に及ぼす影響も当然大きいというふうに思っています。ニセコ町は東京なんかと違って散歩していても擦れ違ってどうこうというような状況ではないので、私は人と会わない状況ではマスクを外されたらいいと思います。ただ、それは一人一人のご判断ではないかと思えます。現在のオミクロン株が過去のものより1.5倍感染力が強いというふうに言われておりますが、富岳の実験データ公開されておりますけれども、マスクをしている同士が1メートル以上離れて会話をしていると感染リスクは100%ありませんと。逆に50%で、マスクをしないで会話を長時間していると100%感染するというデータも公開されています。そういった意味では多少苦しいですけれども、やっぱりマスクをして会話をする場合は1メートルぐらいの間隔を空けながら話をする。だから、食事のときも声を出すときはマスクをすると。多少、本当にいづれといいますか、苦しいですけれども、やっぱり当面落ち着くまではそういう努力をみんなでし合うしかないというふうに思っています。また、

先ほど言われた中で、今コンビニなんかでも図面を出して、指さすと何か分かるような、飛行機会社でもそういうこと始めたというふうに言っていますので、必要があれば役場の窓口でもそういう対応が必要であればちょっと検討してみたいなというように考えています。

私は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、榊原議員のご質問にお答えしますが、私自身も幼児センターの小さいお子さんがマスクをしましょうといっても理解できなかつたり、いろいろ遊んだりする中でマスクをつけていないという状況もあります。当然先ほど町長からも話ありましたように、そういう健康面のこともありますけれども、私自身としてはコロナについては人にうつさない、それから自分もかからないということを考えると、やはりそれを身近で防ぐことができる、そういうマスクの着用というのは現状では致し方ないかなというふうに思っています。それ以外にそもそも近くにならないとか、そういったその他の感染対策を進めるなどいろいろ取り組んだり、換気を十分にすることでか扇風機だとか加湿器だとか、今国のいろんな制度もあって、そういったものを活用するようにして進めていきたいというふうに考えています。また、障害のある方もやはり障害の種類によってはいろんな状況がございますし、そういう理解がいかない障害のこともありますし、特に障害を持つようなお子様、あるいは大人の方につきましてもコロナになった場合の危険度は普通の方よりも大きいというふうに考えていますので、やはり現状ではそういった感染を予防する対策の上でのマスクということについては現状では仕方がないかなというふうに私自身は考えております。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 今ご答弁いただいた内容で納得はしているのですが、最後に1つだけ、やっぱりマスク着用ということは必然、必要の部分もあるけれども、それに対してもいろんな見方があるということはある程度町民の方々に知っていただくようなことが必要かなとも思うのですけれども、その辺に関して町長、一言あればお答えいただきたいのですけれども、町民の方にそういう情報を提供するということなのですか、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまでもラジオニセコに毎月私出させていただいて、そのときに、東京の情報って広く浸透しますので、出歩いてはいけないというニセコのようなところでも皆さん出歩かないのです。グラウンドでも子どもたち、夏場でも全然グラウンドで動き回るということしていない状態ってやっぱりちょっとそれは異常ではないかと思っています。ニセコはこういう過疎というか、そういう過密なところではないので、散歩するときに人と出会わない早朝にマスクをするということは、逆に運動する場合は酸素消費量に対して吸気、吸う量が追いつかないということになるそうであります。実験結果では、吸気抵抗が高いと呼吸するのに多くのエネルギーが必要となると。特に高齢の皆さんにとっては物すごく体に負担がかかると。それから、子どもたちがマスクして走り回ると消費カロリー、酸素量を補えなくなるというようなことも出ておりますので、そこはケース・バイ・ケ

ースで判断するしかないと思いますし、そこはお一人お一人の判断で運動するなり、やっぱり自分の健康は自分で守るぐらいの気持ちで少しお使いいただければいいのではないかと思います。何かコロナ禍にあって社会全体が寛容の心といいますか、そういうゆとりがなくなって、ちょっと何かあると何やっているのだというようなぎすぎすした関係になりつつあると思いますので、そこは私たちもう少し大きな気持ちで大人も子どもたちを見守るようなことが必要かなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、明日3月16日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月16日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月17日の議事日程は当日配付します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 木下 裕三（原本自署）

署 名 議 員 高瀬 浩樹（原本自署）